

## 総合政策委員会の運営について（案）

総合政策委員会の設定（令和3年10月12日情報通信審議会情報通信政策部会決定第23号）第3項第2号の規定に基づき、総合政策委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続、その他その運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

- 1 主査は、委員会の議事を掌理する。
- 2 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために必要に応じ主査代理を置くことができる。
- 3 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 4 委員会の会議（以下「会議」という。）は、主査が召集する。この場合、主査は、委員会の構成員にあらかじめ会議の日時、場所及び議題を通知する。
- 5 主査は、必要があると認めるときは、委員会に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 6 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の主査が非公開とすることを必要と認めた場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 7 事務局は、会議が開催されるときは、会議名、日時、場所、議題、会議の公開・非公開の別及び傍聴申込要領を記載した開催案内を総務省ホームページに掲載すること等により、周知する。
- 8 事務局は、会議後速やかに、会議に出席した構成員の確認を得て議事録を作成し、配布資料とともに、閲覧その他の方法により、原則として公開する。ただし、議事録及び配布資料（以下「議事録等」という。）を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の主査が非公開とすることを必要と認めた場合は、議事録等の全部又は一部を非公開とすることができます。
- 9 議事録等の公開・非公開の決定は、主査が行う。なお、議事録等を非公開とする場合は、その理由を公表する。
- 10 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が定める。